

第 18 回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年11月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター ルームF
会場が前回から変更になっておりますので、
お間違えないようご注意ください。

決議
事項

第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

書面（郵送）またはインターネットによる
議決権行使期限

2025年11月26日（水曜日）
午後7時まで

グロースエクスパートナーズ株式会社

証券コード：244A



目次

第18回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役7名選任の件	5
第2号議案 補欠監査役1名選任の件	12
事業報告	13
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告	48

証券コード 244A
2025年11月12日
(電子提供措置の開始日2025年11月5日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
グロースエクスパートナーズ株式会社
代表取締役社長 渡 邊 伸 一

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第18回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.gxp-group.co.jp/ir/library/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コード（244A）をご入力いただき、「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年11月26日（水曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1 日 時	2025年11月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階 ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター ルームF （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項 報告事項	1. 第18期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第18期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案 第2号議案	取締役7名選任の件 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、修正内容を掲載いたします。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎書面（郵送）により議決権を行使された議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

書面（郵送）またはインターネットで議決権を行使される場合

書面（郵送）



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年11月26日（水曜日）
午後7時到着分まで

インターネット



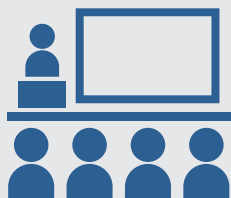
次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限

2025年11月26日（水曜日）
午後7時入力完了分まで

株主総会にご出席される場合

株主総会ご出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場いただくことができませんので、ご注意ください。

株主総会
開催日時

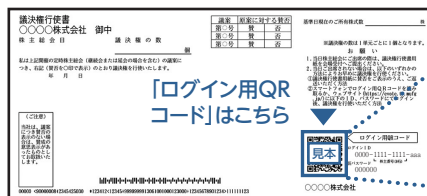
2025年11月27日（木曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時30分）

インターネットによる議決権行使について



インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から当社の指定する**議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

スマートフォンの場合QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右下)



「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました。同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

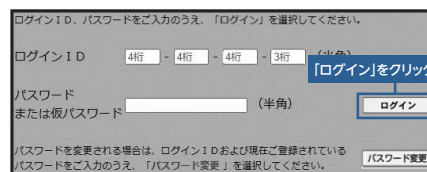
ログインID・仮パスワードを入力する方法

① 議決権行使サイトにアクセスする



議決権
行使サイトの
ご利用方法

② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降画面の
案内に沿って
賛否をご入力
ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現在の取締役全員（9名）は任期満了となりますので、社外取締役4名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。各候補者の略歴等は次頁以降をご参照ください。

候補者 番 号	氏 名	現在の地位及び担当	属 性
1	渡邊 伸一	代表取締役社長	再 任
2	河西 健太郎	取締役 コーポレート統括本部長	再 任
3	鎌田 悟	取締役 営業企画統括	再 任
4	井熊 実	社外取締役	再 任 社 外 独 立
5	永松 昌一	社外取締役	再 任 社 外 独 立
6	曽我野 麻理	社外取締役	再 任 社 外 独 立
7	河村 肇	顧問	新 任 社 外 独 立
再 任	再任取締役候補者	新 任	新任取締役候補者
社 外	社外取締役候補者	独 立	証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

再任

わた なべ しん いち
渡邊 伸一

- 生年月日
1969年4月2日生（満56歳）
- 所有する当社の株式数
1,863,400株
- 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）
- 取締役在任年数
17年4ヶ月
- 代表取締役社長在任期間
17年4ヶ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2008年7月 当社設立 代表取締役社長（現任）
- 2012年5月 ジーアールソリューションズ株式会社 代表取締役社長
- 2014年9月 グロース・インク株式会社 取締役
- 2015年3月 株式会社G'sダイナー 代表取締役社長
- 2015年3月 株式会社ミエルカ 取締役
- 2016年6月 ニプロシステムソフトウェアエンジニアリング株式会社（現
ニプロデジタルテクノロジーズ株式会社） 代表取締役社長
- 2016年8月 株式会社コムデック 代表取締役社長
- 2018年11月 グロース・アーキテクチャ&チームス株式会社 取締役（現任）
- 2019年10月 株式会社IM Digital Lab 取締役（現任）
- 2019年12月 Nipro Digital Technologies Europe N.V.取締役（現任）
- 2020年7月 Watanabe&Partners株式会社 代表取締役（現任）
- 2022年6月 ニプロシステムソフトウェアエンジニアリング株式会社（現
ニプロデジタルテクノロジーズ株式会社） 取締役（現任）
- 2022年9月 株式会社GxP 代表取締役
- 2023年9月 同社 取締役

取締役候補者とした理由

渡邊伸一氏は、当社の創業者かつ代表取締役として株式公開を実現いたしました。当社グループの経営全般にわたる豊富な経験と高い知見を有していることから、今後の企業価値の向上及びグループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者
番号

2

再任

か さい けん た ろう
河西 健太郎

- 生年月日
1963年6月18日生（満62歳）
- 所有する当社の株式数
48,600株
- 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）
- 取締役在任年数
7年9ヶ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 野村證券株式会社 入社
- 1990年3月 公認会計士登録
- 1997年7月 ディー・ブレイン証券株式会社（現 日本クラウド証券株式会社）取締役
- 1999年7月 株式会社エーティーエルシステムズ 取締役
- 2002年9月 野村證券株式会社 入社
- 2018年1月 河西健太郎公認会計士・税理士事務所 開設（現任）
- 2018年1月 当社顧問
- 2018年2月 当社取締役 経営企画本部長
- 2018年11月 株式会社GxP 代表取締役
- 2023年11月 当社取締役 コーポレート統括本部長（現任）
- 2025年4月 GxP Technologies India Pvt. Ltd. Director（現任）

取締役候補者とした理由

河西健太郎氏は、当社のコーポレート統括本部長として株式公開を実現いたしました。今後も公開会社としての内部管理体制の整備・投資家対応において、重要な役割を果たすことが期待され、その資質を有していることから、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

再任

かま た さとる
鎌田 悟

- 生年月日
1968年12月23日生（満56歳）
- 所有する当社の株式数
17,200株
- 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）
- 取締役在任年数
2年0ヶ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年4月 日商エレクトロニクス株式会社（現 双日テックイノベーション株式会社）入社
- 1993年12月 サイベース株式会社（現 SAPジャパン株式会社）入社
- 1996年11月 日本ヒューレット・パッカード株式会社（現 日本ヒューレット・パッカード合同会社）入社
- 2014年12月 当社 入社
- 2014年12月 ジーアールソリューションズ株式会社 代表取締役
- 2015年4月 当社 執行役員
- 2019年10月 株式会社GxP 取締役
- 2023年9月 同社 代表取締役
- 2023年11月 当社取締役 営業企画統括（現任）
- 2025年9月 株式会社GxP 取締役副社長（現任）
- 2025年11月 株式会社MONO-X 顧問（現任）

取締役候補者とした理由

鎌田悟氏は、当社の営業企画統括分野の担当取締役として、株式公開を実現いたしました。当社グループの営業企画統括分野における豊富な経験及び知見を有していることから、今後も当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

再 任

社 外

独 立

い く ま

井熊

みのる

実

■ 生年月日

1967年7月24日生（満58歳）

■ 所有する当社の株式数

4,000株

■ 取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

■ 社外取締役在任年数

4年1ヶ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 野村證券株式会社 入社
1999年 7月 キャピタルドットコム株式会社（現 SBIファイナンシャルサポート株式会社） 入社
1999年 9月 株式会社エイチ・アイ・エス 入社
2004年 2月 株式会社バリュークリエーション 常務取締役 企業情報本部長
2004年 3月 有限会社みちのく 代表取締役（現任）
2006年12月 エイチ・エス証券株式会社（現 Jトラストグローバル証券株式会社） 執行役員 資本市場本部長
2007年11月 同社取締役 投資銀行本部長
2016年 6月 株式会社SBI証券 入社 執行役員
2021年 2月 当社 顧問
2021年 4月 響きパートナーズ株式会社 取締役パートナー（現任）
ラス・カーズ・キャピタル株式会社 取締役（現任）
2021年10月 当社取締役（現任）
2023年11月 株式会社オヤノコトステーション 監査役（現任）
2025年 3月 株式会社クレアンスメアード 取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

井熊実氏は、証券会社での法人顧客向けアドバイズ業務を通じて培った上場会社に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をいただいていることから、今後も当社経営への助言と業務執行に対する適切な監督をお願いできるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

5

再任

社外

独立

ながまつ

永松

しょういち

昌一

■ 生年月日

1958年7月6日生（満67歳）

■ 所有する当社の株式数

一株

■ 取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

■ 社外取締役在任年数

2年3ヶ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 野村證券株式会社 入社
 2004年4月 同社 執行役
 2008年10月 野村ホールディングス株式会社 執行役
 野村證券株式会社 執行役員
 2010年6月 野村ホールディングス株式会社 常務執行役員
 野村證券株式会社 常務執行役員
 2012年6月 同社 代表執行役兼常務執行役員
 2013年4月 野村ホールディングス株式会社 執行役 コーポレート統括
 野村證券株式会社 執行役兼専務執行役員
 2016年4月 同社 代表執行役副社長
 2017年4月 野村ホールディングス株式会社 代表執行役副社長コーポレート統括
 野村證券株式会社 取締役
 2018年4月 野村ホールディングス株式会社 代表執行役副社長
 2018年6月 同社 取締役兼代表執行役副社長
 2020年4月 同社 取締役
 2020年6月 同社 顧問
 野村不動産ホールディングス株式会社 取締役（非常勤）
 2021年4月 同社 取締役会長
 野村不動産株式会社 取締役
 2023年4月 野村不動産ホールディングス株式会社 取締役
 野村不動産株式会社 顧問
 2023年8月 当社取締役（現任）
 2024年2月 ニュートン・インベストメント・パートナーズ株式会社
 （現ジャパン・アクティベーション・キャピタル株式会社）
 取締役会長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

永松昌一氏は、証券会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をいただいていることから、今後も当社経営への助言と業務執行に対する適切な監督をお願いできるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

再任

社外

独立

そ が の ま り
曾我野 麻理

- 生年月日
1963年4月29日生（満62歳）
- 所有する当社の株式数
一株
- 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）
- 社外取締役在任年数
1年11ヶ月

候補者
番号

7

新任

社外

独立

かわ むら はじめ
河村 肇

- 生年月日
1958年11月11日生（満66歳）
- 所有する当社の株式数
一株
- 取締役会への出席状況
—
- 社外取締役在任年数
—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年4月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店 入社
- 1994年1月 株式会社日本人事労務研究所 入社
- 1995年9月 株式会社アールケーシー・アソシエイツ 入社
- 2004年6月 株式会社ローソン 人事部 人事制度・労務・採用担当部長
- 2008年11月 株式会社東京スター銀行 人事部長
- 2010年7月 アマゾン・ジャパン合同会社
人事部 戦略人事・労務担当部長
- 2023年12月 当社取締役（現任）
- 2023年12月 サイクルーズ株式会社 取締役（現任）

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

曾我野麻理氏は、外資系金融機関やグローバルIT企業等において長年にわたり人事・人材開発及びサステナビリティ領域に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をいただいていることから、今後も当社経営への助言と業務執行に対する適切な監督をお願いできるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年4月 丸紅株式会社 入社
- 2012年4月 同社 執行役員プラント・産業機械部門長代行
- 2013年4月 同社 執行役員プラント・産業機械部門長
- 2014年4月 同社 執行役員プラント部門長
- 2016年4月 同社 常務執行役員プラント本部長
- 2018年4月 同社 常務執行役員米州統括、北中米支配人、
丸紅米国会社社長・CEO
- 2019年4月 同社 専務執行役員 社会産業・金融グループCEO
- 2020年6月 みずほリース株式会社 社外取締役
- 2023年4月 丸紅株式会社 特別顧問
- 2023年6月 ニュートン・インベストメント・パートナーズ株式会社
（現ジャパン・アクティベーション・キャピタル株式会社）
シニアアドバイザー（現任）
- 2024年2月 津田駒工業株式会社 社外取締役（現任）
- 2025年10月 当社 顧問（現任）

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

河村肇氏は、総合商社の業務全般に深い知見や、他社取締役の兼任含め豊富な企業経営の経験を有していることから、当社経営への助言と業務執行に対する適切な監督を行っていただくことを期待し、新たに社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊伸一氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 渡邊伸一氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社でありますWatanabe&Partners株式会社所有する株式数を含めて記載しております。
4. 曾我野麻理氏の戸籍上の氏名は、佐々木麻理であります。
5. 井熊実、永松昌一、曾我野麻理及び河村肇の各氏は、社外取締役候補者であります。
6. 当社は、井熊実、永松昌一及び曾我野麻理の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案において各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、河村肇氏についても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、新たに独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は社外取締役が期待された役割を十分発揮できるよう、井熊実、永松昌一及び曾我野麻理の各氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第27条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。本総会において各氏の再任が承認された場合は、本契約を継続する予定であります。また、河村肇氏の選任が承認された場合についても、同様の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、取締役及び監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、職務執行に関して悪意又は重大な過失があったことに起因する場合、会社が役員に対して責任を追及する場合には補償の対象としないこと等、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。本総会において、渡邊伸一、河西健太郎、鎌田悟、井熊実、永松昌一及び曾我野麻理の各氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。また、河村肇氏の選任が承認された場合についても、同様の契約を締結する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。本総会において各氏の再任が承認された場合は、当該保険契約を継続する予定であります。また、河村肇氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

社外 独立	よつ い 四居 おさむ 治
	■ 生年月日 1956年1月28日生（満69歳）
	■ 所有する当社の株式数 一株
	■ 監査役会への出席状況 —
	■ 監査役在任年数 —

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年4月 TDK株式会社 入社
2008年4月 同社 経営監査部長
2011年6月 同社 常勤監査役
2021年5月 リックソフト株式会社 社外取締役（監査等委員）

補欠の社外監査役候補者とした理由

四居治氏は、国内外での経理実務に関する豊富な経験と知見を有しており、また内部監査及び監査役についても豊富な経験を有していることから、監査業務を適切に遂行いただけると判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 四居治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。社外監査役に就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 四居治氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第35条第2項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
4. 四居治氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する旨の同項に規定する補償契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。また、四居治氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

事業報告 (2024年9月1日から2025年8月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな景気回復が進む一方で、米国の通商政策の影響や、物価上昇の継続による個人消費への影響など、景気の下振れリスクに対する警戒感が継続する状況で推移いたしました。

このような経済状況にありながらも、当社グループの事業領域であるDX（デジタルトランスフォーメーション）関連分野においては、企業の新たな事業モデルへの転換や、労働力人口の減少による人手不足への対応といった、中長期的な経営課題に対する解決策が幅広い分野で引き続き強く求められており、企業活動全般を対象としたデジタル変革のためのIT投資が活発に実行されている状況であります。

一方で、現状において企業が利用できるDX支援サービスには、「オンライン会議の導入」や「ペーパーレス化」など業務の周辺領域の若干の改善やコスト削減の範囲にとどまっているものも多く、「データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立する」といった、DXに取り組む企業の本質的な要求に応えるサービスの提供者は限られております。

当社グループでは、大手企業（エンタープライズ企業）が新たな価値創出を実現しながら組織／ITを変革（DX）していく取り組みを「エンタープライズDX」と位置付け、ヘルスケア、小売・流通、モビリティ、通信、建設、製造、金融など各業界におけるリーディングカンパニーであるエンタープライズ企業を主な顧客とし、顧客のエンタープライズDXを実現する「エンタープライズDX事業」を展開しております。

なお当社グループの事業はエンタープライズDXの単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、カテゴリーは以下のように分類しております。

事業区分	事業内容
DX推進支援事業	顧客が業務変革を実現するための、コンサルティングからアプリケーション開発・クラウド活用まで総合的な支援を行う事業
DX支援プロダクト・サービス事業	顧客のDX推進を支援するためのプロダクトやサービスを当社グループが販売し、ライセンス収入等によりスケーラブルな収益を得る事業
デジタルサービス共創事業	顧客のデジタルサービスに共創的に取り組み、顧客ビジネスの拡大に伴って当社グループの収益も増加する事業

DX推進支援事業においては、流通、医療、スマートモビリティ、建設などの各業界におけるエンタープライズ企業向けのデジタルプラットフォーム構築の取り組みが拡大いたしました。中でも、従来から注力してきたスマートモビリティ関連のクラウドプラットフォーム開発案件が大幅に拡大したほか、昨年度より取引を開始したエンタープライズ顧客との案件も着実に拡大し、顧客基盤の強化が進展いたしました。こうした堅調な需要を背景に、コンサルタントやエンジニアをより付加価値の高い案件にアサインするため、リソースシフトを推進いたしました。

DX支援プロダクト・サービス事業においては、Fresche Solutions社のIBM i (旧 System i, AS/400) 向けアプリケーションモダナイズソリューションやRetool社のローコード開発プラットフォーム、クアルトリクス社のエクスペリエンス管理プラットフォームに関するライセンス販売およびプロフェッショナルサービスの提供が拡大いたしました。また、DX推進に関するセミナーやトレーニング等の教育コンテンツ事業も堅調に成長いたしました。並行して、本事業の中長期的な成長に向けて、より高い付加価値を提供できる製品・サービスに注力するため、プロダクトポートフォリオの最適化を推進いたしました。その一環として、アトラシアン社のアジャイルチーム向けコラボレーション支援製品については、リックソフト株式会社とのパートナーシップのもとでサービス提供体制の再構築を推進し、プロフェッショナルサービスを中核とした高付加価値型サービスへのシフトを加速いたしました。

デジタルサービス共創事業においては、医療機関の透析治療に関わる業務を支援する、医療DX領域の取り組みを継続いたしました。加えて、医療に関わるデータを国境を超えて管理するためのグローバルデータプラットフォーム構築案件に取り組んだことにより、売上が拡大いたしました。

また、顧客の海外事業展開を支援する体制を強化するため、海外における人財確保及び技術革新の促進を目的として、2025年4月にインドKerala州において子会社「GxP Technologies India Pvt. Ltd.」（以下「GIN」という。）を設立いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は5,086,725千円（前連結会計年度比15.0%増）、営業利益は774,446千円（同28.5%増）、経常利益は870,297千円（同42.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は600,236千円（同43.8%増）となり、売上高・収益の両面において過去最高を更新いたしました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は41,457千円で、その主なものは、事業所の新設及び増床に伴う設備の新設等です。

（3）資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と上限1,200,000千円の当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は150,000千円です。

また、当社は2024年9月26日に東京証券取引所グロース市場に上場したことに伴い、新株発行及び自己株式の処分により624,129千円、第三者割当増資により155,962千円の資金調達を実施いたしました。

その他、新株予約権（ストック・オプション）の行使により29,888千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 人財の確保・育成

優秀な人財の確保は当社グループの成長の礎であり、当社グループでは採用活動と人財育成活動の強化に継続的に取り組んでおります。

当社グループでは、人事制度及び福利厚生制度を当社及びグループ子会社において統一的に運用しており、各人のキャリアや希望職種等に合わせてグループ内で異動することが可能な体制としております。

採用活動のうち、新卒採用においては、インターンシップ関連活動や採用広報活動を強化するとともに、海外からの留学生の採用強化のため、候補となる学生が多数在籍する大学等とのチャンネル構築を推進しております。中途採用においては、SNSや当社のウェブサイトで当社グループの組織運営や業務内容を紹介するとともに、人材紹介会社と連携し、優秀な人財の獲得に努めております。近年では、エンタープライズ企業等で豊富な経験や知見を有する「プリンシパル人財」(注)の採用を強化しております。

人財育成活動においては、プログラミング未経験者であってもIT基礎からデジタルサービス企画・アジャイル開発プロセス等を習得できる技術研修プログラムを開発し、DX人財育成を行うサービスへの展開を推進しております。また、グループ共通の人事制度のもとで子会社間の人財交流を実施し、DX実現に向けた全工程を支援できる人財を育成しております。

更に、多様な人財がそれぞれの特性を活かしつつ他の社員と協調して成果を発揮できるよう、多様な働き方を想定した人事制度に加え、ダイバーシティや健康経営に関する取り組みを継続しております。

(注) 事業やその変革を推進する実績を有しており、エンタープライズ企業のDXに関して中心的な役割を果たす、専門的な知見や長年の経験を有する人財

② 企業認知度向上と新規顧客獲得

DX市場の拡大に合わせて当社グループが成長していくために、顧客の組織／IT変革の全工程に伴走するDXパートナーとしての認知度を向上させ、DX推進支援事業の新規顧客を獲得していくことが必要と認識しております。

顧客と共同での事例発表など認知度向上に向けた取り組みを実施しておりますが、今後これらの活動をより強化してまいります。

③ 新たな収益モデルによる成長戦略の遂行

当社グループのこれまでの事業成長においては、創業来の中核事業であるDX推進支援事業の拡大が大きく寄与してまいりましたが、この事業の成長はコンサルタントやエンジニア等の人的リソースの規模の制約を受けるものであります。今後さらなる成長のためには、新たな収益モデルである「DX支援プロダクト・サービス事業」及び「デジタルサービス共創事業」の成長が不可欠であると考えております。そのため、これらの事業への成長投資を加速するとともに、Web等での露出強化、導入事例の発信、プロダクト・サービス間でのクロスセル推進、販売パートナー等とのアライアンス推進、カスタマーサポート体制の強化等を通じて、マーケティング活動・セールス活動・カスタマーサクセス活動を強化してまいります。

当社グループでは、新たな成長戦略に関わる企画・立案を当社代表取締役社長直轄のグループ戦略企画室のもとで一元的に統括し推進しております。更に、成長戦略の遂行に必要な知見や体制を補完するために、テックベンチャー等との戦略的事業提携やM&Aについても積極的に取り組んでいく方針であります。

④ グループ経営体制の強化・効率化

当社グループは、海外子会社を含め、DXに必要な各領域で各子会社が高い専門性を有している点が特色であり、各分野での専門性やブランディングを訴求できるメリットがあるものの、グループの事業規模拡大に伴い、会社間での情報共有スピードの低下やリソース分散による効率性の低下等の課題が懸念されます。

そのため、グループ経営体制の更なる強化・効率化が必要であり、当社グループの内部統制及びコンプライアンス体制の強化のため、持株会社の経営管理機能を強化するとともに、グループ経営のオペレーション効率化に取り組んでおります。また、グループ戦略企画室のもとでグループ全体の成長戦略推進・事業連携を強化してまいります。各子会社においては、役割を明確にして各専門領域で事業を成長させるとともに、次世代経営陣の育成を目的として30代あるいは40代の役員が経営の舵取りを担う体制を整えております。

⑤ 技術革新への対応

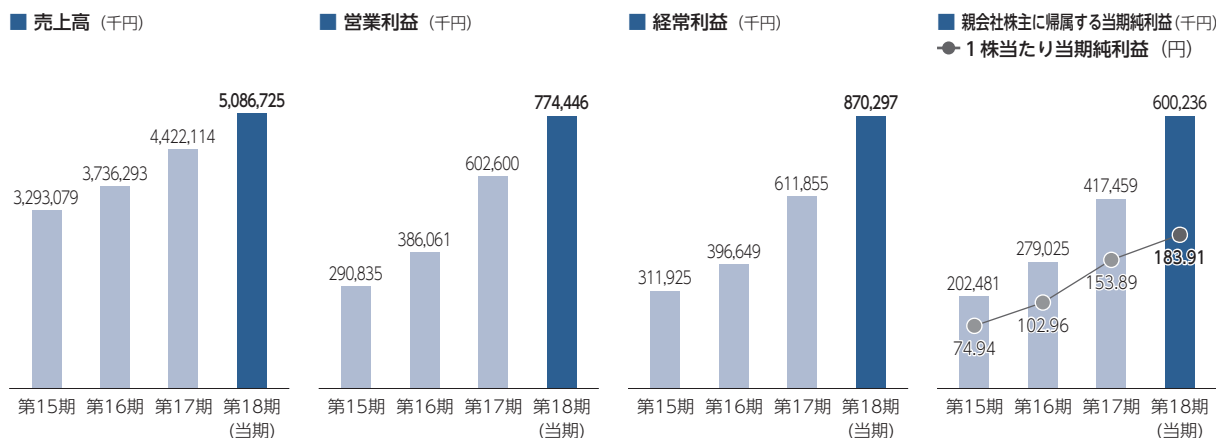
当社グループが属するIT業界では技術革新が絶え間なく進展しており、近年はIoT・データ分析・生成AI等の普及に伴い、ユーザーニーズも急速に変化しております。このような事業環境において当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新たな技術に適時に対応することが必要であり、新技術の適用及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人財の確保に取り組んでおります。特に、近年の生成AIに関わる技術の進展は顕著であり、社内勉強会や研修の実施に加え、組織的対応のための専門部署設立や採用候補者像の見直し等、各方面で新技術への対応を進めております。

⑥ さらなる成長を実現するための財務基盤の強化

当社グループが属するDX市場は国内外で中長期的に拡大していくことが見込まれております。株主や各種ステークホルダーの期待に応えるためには、市場ニーズに応えるとともに、技術力等の競争力を維持・向上させるべく、これまで以上に人的リソースを含む経営リソースへの成長投資を実施していく必要があります。そのための財務基盤として、創業以来利益剰余金の蓄積により内部留保を蓄積してまいりましたが、さらなる事業展開及び企業成長に向け、証券市場を通じた資金調達等、多様な手法による財務基盤の強化を継続的に模索していく必要があると考えております。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分		第15期 (2022年8月期)	第16期 (2023年8月期)	第17期 (2024年8月期)	第18期 (2025年8月期) (当連結会計年度)
売上高	(千円)	3,293,079	3,736,293	4,422,114	5,086,725
営業利益	(千円)	290,835	386,061	602,600	774,446
経常利益	(千円)	311,925	396,649	611,855	870,297
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	202,481	279,025	417,459	600,236
1株当たり当期純利益	(円)	74.94	102.96	153.89	183.91
総資産	(千円)	3,029,278	2,955,197	3,536,639	4,726,352
純資産	(千円)	1,154,689	1,455,488	1,911,353	3,377,376
1株当たり純資産額	(円)	426.08	537.08	704.30	1,012.84



- (注) 1. 当社では、第17期より連結計算書類を作成しております。第15期及び第16期については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けた連結財務諸表の数値を参考に記載しておりますが、会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2024年5月15日開催の取締役会決議により、2024年6月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 第18期より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を適用しており、第18期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社GxP	10,000 千円	100.0%	エンタープライズDX事業 (アジャイルなシステム開発・運用及びDX支援プロダクト提供)
グロース・アーキテクチャ&チームス株式会社	10,000 千円	100.0%	エンタープライズDX事業 (企業のIT及び組織の変革を実現するためのコンサルティング)
株式会社ミエルカ	3,000 千円	100.0%	エンタープライズDX事業 (ビッグデータ解析及びAI学習サービス)
GxP Technologies India Pvt. Ltd.	6,000 千 ルピー	67.0%	研究開発及び日本企業向けのシステム開発

(注) 2025年4月にGxP Technologies India Pvt. Ltd.を設立し、連結子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容(2025年8月31日現在)

事業区分	事業内容
DX推進支援事業	顧客が業務変革を実現するための、コンサルティングからアプリケーション開発・クラウド活用までを含む総合的支援の提供
DX支援プロダクト・サービス事業	顧客のDX推進を支援するためのプロダクトやサービスを当社グループが販売し、ライセンス収入等によりスケーラブルな収益を得る事業
デジタルサービス共創事業	顧客のデジタルサービスに共創的に取り組み、顧客ビジネスの拡大に伴って当社グループの収益も増加する事業

(8) 主要な拠点等(2025年8月31日現在)

① 当社

本社	東京都新宿区
KYODO CAMP(サテライトオフィス)	東京都世田谷区
山梨オフィス	山梨県中央市

② 子会社

株式会社GxP	本社	東京都新宿区
グロース・アーキテクチャ&チームス株式会社	本社	東京都新宿区
株式会社ミエルカ	本社	東京都新宿区
GxP Technologies India Pvt. Ltd.	本社	インドKerala州

(9) 従業員の状況(2025年8月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
246名	20名増

- (注) 1. 従業員数には、フルタイム勤務の契約社員を含めております。
 2. 従業員数には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。
 3. 従業員数には、グループ外への出向者数は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
30名	2名増	39.4歳	6.2年

- (注) 1. 従業員数には、フルタイム勤務の契約社員を含めております。
 2. 従業員数には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。
 3. 従業員数には、グループ子会社及びグループ外への出向者数は含まれておりません。

(10) 主要な借入先(2025年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	214,181 千円
株式会社りそな銀行	142,360 千円
株式会社きらぼし銀行	37,285 千円
株式会社山梨中央銀行	7,500 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は、2024年9月26日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

また、当連結会計年度において、インドKerala州にGxP Technologies India Pvt. Ltd. (当社出資比率67.0%) を設立し、連結子会社といたしました。

2 会社の株式に関する事項（2025年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 11,760,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,353,440株（自己株式22,800株を含む）
- (3) 株主数 1,462名

(4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
Watanabe&Partners株式会社	1,150,000 株	34.53 %
渡邊 伸一	713,400 株	21.42 %
ニプロ株式会社	130,000 株	3.90 %
豊田通商株式会社	130,000 株	3.90 %
奥山 秀朗	100,000 株	3.00 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	80,800 株	2.43 %
三菱UFJeスマート証券株式会社	73,900 株	2.22 %
株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ	50,000 株	1.50 %
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS - DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	49,800 株	1.50 %
河西 健太郎	48,600 株	1.46 %

- (注) 1. 持株比率は、自己株式22,800株を控除し、小数点第3位以下を四捨五入しております。
2. Watanabe&Partners株式会社は、当社代表取締役渡邊伸一氏の資産管理会社であります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議の日	2020年10月21日	2021年10月28日
新株予約権の数	192個	500個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 38,400株 新株予約権1個につき 200株 (注)1 (注)2	普通株式 10,000株 新株予約権1個につき 20株 (注)2
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 70,000円 1株当たり 350円 (注)1 (注)2	新株予約権1個当たり 29,000円 1株当たり 1,450円 (注)2
新株予約権の行使期間	2023年10月23日から 2030年10月21日まで	2023年10月29日から 2031年10月28日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)3	(注)3
役員の保有状況		
取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 192個 目的となる株式数 38,400株 保有者数 3名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 2名
社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 3名

名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議の日	2023年11月29日	2024年11月28日
新株予約権の数	100個	10個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 2,000株 新株予約権1個につき 20株 (注)2	普通株式 1,000株 新株予約権1個につき 100株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり35,000円 1株当たり1,750円 (注)2	新株予約権1個当たり270,100円 1株当たり2,701円
新株予約権の行使期間	2025年11月30日から 2033年11月29日まで	2026年11月29日から 2034年11月28日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)3	(注)4
役員の保有状況		
取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
社外取締役	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 1名

(注)1. 2021年5月23日付で実施した株式分割（普通株式1株を10株に分割）に伴い、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されています。

2. 2024年6月4日付で実施した株式分割（普通株式1株を20株に分割）に伴い、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されています。

3. 新株予約権の主な行使条件に関する事項は次のとおりです。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること。但し、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないよう本新株予約権を行使しなければならない。
 - ④ 新株予約権者は、割当てられた本新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者は、本新株予約権のうち（a）から（c）に掲げる割合（以下、「権利行使割合」という）の個数を限度として、行使することができる。
 - (a) 権利行使期間の開始日から1年間 行使可能割合 33%
 - (b) (a)の期間が経過した日から1年間 行使可能割合 66%
 - (c) (b)の期間が経過した日以降 行使可能割合 100%
 - ⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑧ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
4. 新株予約権の主な行使条件に関する事項は次のとおりです。
- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ② 当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること。但し、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ③ 新株予約権者は、本新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が3,600万円を超えないよう本新株予約権を行使しなければならない。
 - ④ 新株予約権者は、割当てられた本新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者は、本新株予約権のうち（a）から（d）に掲げる割合（以下、「権利行使割合」という）の個数を限度として、行使することができる。
 - (a) 権利行使期間の開始日から1年間 行使可能割合 25%
 - (b) (a)の期間が経過した日から1年間 行使可能割合 50%
 - (c) (b)の期間が経過した日から1年間 行使可能割合 75%
 - (d) (c)の期間が経過した日以降 行使可能割合 100%
 - ⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑧ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	第6回新株予約権
発行決議の日	2024年11月28日
新株予約権の数	126個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 12,600株 新株予約権 1 個につき 100株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 270,100円 1 株当たり 2,701円
新株予約権の行使期間	2026年11月29日から 2034年11月28日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)
使用人等への交付状況	
当社使用人	新株予約権の数 32個 目的となる株式数 3,200株 交付対象者数 7名
子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 94個 目的となる株式数 9,400株 交付対象者数 21名

(注) 新株予約権の主な行使条件に関する事項は、(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要 (注) 4 に記載のとおりです。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡邊 伸一	株式会社GxP 取締役 グロース・アーキテクチャ&チームス株式会社 取締役 株式会社IM Digital Lab 取締役 Nipro Digital Technologies Europe N.V. 取締役 Watanabe&Partners株式会社 代表取締役 ニプロシステムソフトウェアエンジニアリング株式会社（現 ニプロデジタルテクノロジーズ株式会社） 取締役
取締役	河西 健太郎	河西健太郎公認会計士・税理士事務所 コーポレート統括本部長 GxP Technologies India Pvt. Ltd. Director
取締役	鈴木 雄介	コンサルティング事業統括 グロース・アーキテクチャ&チームス株式会社 代表取締役 株式会社GxP 取締役 株式会社IM Digital Lab 取締役 一般社団法人クロスコミュニティカンファレンス協会 代表理事
取締役	鎌田 悟	営業企画統括 株式会社GxP 代表取締役
取締役	浦田 努	
取締役	黒崎 守峰	株式会社アイティーファーム 代表取締役 株式会社ガイアックス 取締役 株式会社ユビタス 取締役
取締役	井熊 実	有限会社みちのく 代表取締役 響きパートナーズ株式会社 取締役パートナー ラス・カーズ・キャピタル株式会社 取締役 株式会社オヤノコトステーション 監査役 株式会社クレアンスメアード 取締役
取締役	永松 昌一	ジャパン・アクティベーション・キャピタル株式会社 取締役会長
取締役	曽我野 麻理	サイクラーズ株式会社 取締役
常勤監査役	香川 朋啓	弁護士 株式会社GxP 監査役 グロース・アーキテクチャ&チームス株式会社 監査役
監査役	内田 裕二	株式会社GxP 監査役 グロース・アーキテクチャ&チームス株式会社 監査役
監査役	久保田 良則	久保田良則公認会計士・税理士事務所 合同会社KAF 代表社員 フジケミ・トレーディング株式会社 監査役 株式会社GxP 監査役

(注) 1. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変 更 後	変 更 前	
渡邊 伸一	—	株式会社GxP 取締役	2025年9月1日
鈴木 雄介	—	株式会社GxP 取締役	2025年9月1日
鎌田 悟	株式会社GxP 取締役副社長	株式会社GxP 代表取締役	2025年9月1日

2. 取締役浦田努、黒崎守峰、井熊実、永松昌一及び曾我野麻理の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役香川朋啓、内田裕二及び久保田良則の各氏は、社外監査役であります。
4. 監査役香川朋啓氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役久保田良則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 株式会社アイティーファームは、当社と資本業務提携契約を締結しております。
7. 当社は、取締役井熊実、永松昌一、曾我野麻理、香川朋啓及び久保田良則の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
8. 取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

地位	役職名	氏名
執行役員	テクノロジーフェロー 兼 株式会社ミエルカ取締役	北條 育男
執行役員	コーポレート統括本部 経理部長	佐藤 直人
執行役員	コーポレート統括本部 副本部長 兼 経営企画部長	三村 泰平
執行役員	グループ戦略企画室副室長 事業戦略推進担当 兼 株式会社GxP 代表取締役副社長	和田 一洋
執行役員	コーポレート統括本部 人事・総務部長	新井 よし子

執行役員新井よし子の戸籍上の氏名は、戸村よし子であります。

9. 2025年9月1日付で執行役員の地位並びに担当の異動を行いました。当事業年度末日後に生じた取締役を兼務していない執行役員の状況は、次のとおりであります。

地位	役職名	氏名
執行役員	テクノロジーフェロー 兼 株式会社ミエルカ取締役	北條 育男
執行役員	コーポレート統括本部 経理部長	佐藤 直人
執行役員	コーポレート統括本部副本部長 兼 経営企画部長 兼 グループ戦略企画室副室長	三村 泰平
執行役員	株式会社GxP 代表取締役社長	和田 一洋
執行役員	コーポレート統括本部 人事部長	新井 よし子

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年8月15日開催の取締役会において、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針につき、以下のとおり決議を行っております。

- ・ 当社取締役（社外を除く）の報酬等は固定の金銭報酬のみとし、その金額については、業界水準、当社業績等の状況を基礎として、① 当社における業績への貢献度、職責、責任の難易度、② 保有スキルや人脈、③ 過去のキャリア、④ 当社入社以前の給与水準（従業員であった者は役員就任時の給与水準）⑤ 年齢を総合的に考慮して決定することとしております。ただし、当社グループの業績や経営状況に応じて業績連動報酬（賞与）を支払うことがあります。具体的な金額については、連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成割合、各個人の成果や貢献度、従業員とのバランス等を考慮して決定することとしております。
- ・ 社外取締役の報酬等については固定の金銭報酬のみとし、その金額については取締役会、株主総会や監査役の面談等、当社にかかる通常の業務とその準備時間等を考慮した金額を定めております。ただし、① 通常の業務を超えた対応や、② 当社に対する技術的貢献度を加味して増額する場合があります。
- ・ 上記の他、新任取締役（社外を含む）に対して、その選任時において、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として新株予約権（ストックオプション）を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定することとしております。
- ・ 上記のとおり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等については、事業年度ごとにその支給を決定することから、例外的にそれらを支給する場合を除き、固定の金銭報酬が取締役の報酬のすべてとなります。
- ・ グループ会社間において、当社と子会社の取締役等を兼務する場合は当社において、また複数の子会社の取締役等を兼務する場合は、主たる関与会社において負担することとしております。
- ・ 上記の方針に基づき、株主総会の決議により定められた取締役の報酬総額の範囲内で支給することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」）は、株主総会の決議によって総額を決定する旨定款に定めており、各取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査役会で決定しております。

2009年9月26日開催の臨時株主総会決議（決議日時点の取締役の員数は3名）により、取締役の報酬総額は年間300,000千円（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）を上限としており、取締役の報酬等の額は、上記株主総会で決議された限度内で、担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会にて個別報酬の決議を行っております。

また、取締役に当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、2020年10月21日、2021年10月28日、2023年11月29日及び2024年11月28日開催の株主総会において、取締役に對し、新株予約権を付与する決議をしております。なお、取締役に對して付与する新株予約権としての報酬額は、本新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる本新株予約権の総数を乗じた額となり、公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を基にマルチプル法あるいはディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定しております。

監査役の報酬等については、2024年11月28日開催の定時株主総会決議（決議時点の監査役の員数は3名）により、監査役の報酬総額は年間50,000千円を上限としております。監査役の報酬等の額は、上記株主総会で決議された限度内で監査役の協議で決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	147,722 (20,500)	147,722 (20,500)	— (—)	— (—)	9 (5)
監査役 (うち社外監査役)	25,495 (25,495)	25,495 (25,495)	— (—)	— (—)	3 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2009年9月26日開催の臨時株主総会において、年間300,000千円（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）以内と決議されております。
当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は3名となります。
2. 監査役の報酬額は、2024年11月28日開催の定時株主総会において、年間50,000千円以内と決議されております。
当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名となります。
3. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等の額の決定にあたって、各取締役の報酬案の策定を代表取締役社長渡邊伸一に委任しております。委任する権限の内容は、固定の金銭報酬について、独立社外取締役の助言等を踏まえ、取締役会で承認した取締役の個々の報酬額の範囲内で、具体的な個人別の報酬等の案の策定であります。委任の理由は、当社グループの中長期の企業価値成長に対する各取締役の貢献度についての的確に評価を行うには代表取締役が適任であると判断したためであります。なお、この委任した権限が適切に行使されるための措置は、講じておりません。

当連結会計年度の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動状況としては、2024年11月28日開催の取締役会において、各取締役の報酬額の決定を行っております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることから、決定方針に沿うものと判断しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役が職務を執行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役及び社外監査役との間において責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 補償契約の内容の概要

当社は、前記「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載の取締役及び監査役との間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしています。

- ① 未発生の費用
- ② 通常要する費用の額を超える部分
- ③ 損失のうち未発生のもの（金額が確定している場合を除く。）
- ④ 損失のうち甲に生じた損害の賠償にかかるもの
- ⑤ 当社が損害を賠償するとすれば被補償者が当社に対して会社法第423条第1項の責任（任務懈怠責任）を負う場合には、損失のうち当該責任に係る部分
- ⑥ 被補償者がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う場合には、損失の全部
- ⑦ 被補償者が当社の承諾なく和解をした場合の和解金（当社が相当と認める場合を除く。）
- ⑧ 保釈保証金、過料、課徴金又は罰金
- ⑨ 会社法第430条の3第1項に定義される役員等賠償責任保険契約に基づく保険金の支払いその他の理由により別途填補を受けた費用等
- ⑩ 補償することで当社が法令に違反し、又は当社の取締役が善管注意義務に違反することとなる費用等

また、当社が被補償者に対し補償金を支払った後であっても、次の事項に該当する場合には、被補償者は当社に対して補償金の全部又は一部を返還することとしています。

- ① 被補償者が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等の全部
- ② 本契約に基づき補償を受けた費用等の全部又は一部について補償を受けることができないことが判明した場合には、補償を受けた費用等のうち本契約に基づき補償を受けることができない部分

なお、当該補償契約の履行に関する該当事項はありません。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び当社子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員

② 保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役黒崎守峰氏は株式会社アイティーファームの代表取締役を兼職しております。当社は株式会社アイティーファームとの間で資本業務提携契約を締結しております。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における社外取締役および社外監査役の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	浦田 努	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	黒崎 守峰	当事業年度に開催された取締役会15回のうち12回に出席し、グローバルにIT企業に投資を行うベンチャーキャピタルの経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	井熊 実	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、証券会社での法人顧客向けアドバイス業務を通じて培った上場会社に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	永松 昌一	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、証券会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	曾我野 麻理	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、外資系金融機関やグローバルIT企業等において長年にわたり人事・人財開発及びサステナビリティ領域に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	香川 朋啓	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、弁護士としての豊富な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	内田 裕二	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、経営企画部門及び経営管理部門における豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	久保田 良則	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、公認会計士としての内部統制、財務及び会計に関する豊富な知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,500 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断したことによります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人に適正な職務の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針を取締役会にて決議しております。概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社はコンプライアンス体制確立のため、「コンプライアンス規程」を定め、これらに従い、コンプライアンス経営を推進する。
 - (b) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する意識の高揚を図り、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
 - (c) コンプライアンス経営の確保を目的として、内部通報制度を設ける。
 - (d) 当社においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、コンプライアンス委員会で対処方法等を速やかに検討し実施する。
 - (e) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
 - (f) 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正・有効性について監査する。
 - (g) 「反社会的勢力対応規程」等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に係る情報、代表取締役社長の重要な決裁に係る情報については、法令・定款及び社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切な状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 業務執行に係るリスクを総合的に認識・評価し適切なリスク対応を行うために、「リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
 - (b) リスク管理の実効性を確保するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。

- (c) リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係わるリスクの評価及びリスクの予防措置の検討等を行うとともに、個別事案の検証を通じて、全社的なリスク管理体制の整備を図る。
 - (d) 不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
 - (e) リスク管理担当取締役は、定期的に取締役会にリスク管理に関する施策の実施状況、リスク管理委員会の運営状況等必要な事項を報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会を意思決定・監督機関と位置付け設置する。
 - (b) 取締役会の運営及び付議事項等を定めた取締役会規程を制定する。
 - (c) 中期経営計画は、取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略及び諸施策を図る。また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
- ⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
- (a) 当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の重要な事項について報告を行うことを義務付けるとともに、グループ会社と連携し、各社相互に関連するリスク管理、コンプライアンス、経営効率化、迅速な決算情報の収集・開示等を実現するための体制を構築する。
 - (b) 当社とグループ会社との間における、不適切な取引又は会計処理を防止するため内部監査室は、業務の適正確保に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を任命し、当該監査業務の補助にあたらせる。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を置くものとし、配置にあたっての使用人の人数、人選等については、監査役の意見を十分考慮して検討する。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に、必要の都度、遅滞なく報告する。
 - (b) 取締役及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - (c) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ⑩ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑪ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、必要に応じ代表取締役社長、監査法人、内部監査室等とミーティングを行う。
- (b) 監査役は、監査法人、内部監査室等と、情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

取締役会は、代表取締役が議長を務め、経営方針及び業務執行に関する重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、グループ子会社の代表取締役社長が当社取締役として出席しており、グループ各社での業務の状況が適時に報告されます。これには、監査役3名も出席しており、以下②に記載のとおり、取締役の業務執行に関する監査が行われております。

② 監査役及び監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、経営及び業務執行全般に関して幅広く監査を行っております。監査役会は、原則月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。また、内部監査室及び会計監査人との情報・意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

③ 内部監査

当社の内部監査については、代表取締役社長に直轄の内部監査室を設置しております。内部監査は、事業の適正性を検証し、全部門の業務の有効性及び効率性を担保することを目的とした監査計画に基づいて実施され、監査結果を代表取締役社長、全取締役及び全監査役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘・フィードバックを行い、是正を促す等、業務の適正性の確保を図っております。また、内部監査室と監査役会は監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報・意見交換を行って、緊密な連携を図っており、併せて三様監査の観点から会計監査人を交えた定期的な情報・意見交換も実施しております。

④ コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき、委員長である代表取締役社長と取締役会によって選任されたコンプライアンス担当取締役、社外取締役を含むその他の取締役で構成されております。法的要求事項を遵守する基盤を整備することを目的とし、原則として3か月に1回開催しております。また、役職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るため、定期的に研修を実施し、役職員への制度内容の周知徹底に努めている他、「内部通報規程」において内部通報・外部通報への適正な対応の仕組みを定め、内部通報制度を整備しております。

⑤ リスク管理委員会

リスク管理委員会は、「リスク管理規程」に基づき、委員長を代表取締役社長が務め、取締役会によって選任された社外取締役を含むその他の取締役で構成されております。本委員会は、当社グループの横断的なリスク評価及びリスクマネジメントの推進・監督を目的として、原則3か月に1回開催し、リスクの発生防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図っております。当社の各部門及び子会社に対して指示・指導等必要な措置をとり、子会社のリスク管理責任者と連携を図ることで、当社グループ全体のリスク管理の状況を把握するとともに、必要な指示を行い、実効性のあるリスク管理を推進しております。

連結貸借対照表 (2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流動資産	3,135,487	流動負債	1,087,228
現金及び預金	2,062,061	買掛金	115,837
売掛金及び契約資産	870,669	短期借入金	150,000
仕掛品	11,030	1年内償還予定の社債	10,000
前渡金	19,678	1年内返済予定の長期借入金	45,051
前払費用	45,958	リース債務	7,497
その他	126,088	未払金	75,514
		未払費用	181,424
		未払法人税等	178,135
		契約負債	51,014
		預り金	79,952
		賞与引当金	104,576
		受注損失引当金	179
		その他	88,044
固定資産	1,590,865	固定負債	261,747
有形固定資産	627,694	長期借入金	206,275
建物及び構築物	267,864	資産除去債務	25,772
工具、器具及び備品	27,826	繰延税金負債	29,699
土地	313,295	負 債 合 計	1,348,976
リース資産	7,108	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	11,600	株主資本	3,228,719
		資本金	367,687
無形固定資産	20,736	資本剰余金	571,168
ソフトウェア	19,261	利益剰余金	2,292,547
その他	1,475	自己株式	△2,684
投資その他の資産	942,434	その他の包括利益累計額	144,681
投資有価証券	525,005	その他有価証券評価差額金	144,712
繰延税金資産	55,983	為替換算調整勘定	△30
保険積立金	261,989	新株予約権	2,983
その他	99,456	非支配株主持分	992
資 産 合 計	4,726,352	純 資 産 合 計	3,377,376
		負債純資産合計	4,726,352

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,086,725
売上原価		2,748,883
売上総利益		2,337,841
販売費及び一般管理費		1,563,395
営業利益		774,446
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,807	
受取賃貸料	8,039	
補助金収入	8,984	
保険返戻金	83,979	
その他	6,881	113,693
営業外費用		
支払利息	5,538	
株式公開費用	11,475	
その他	827	17,842
経常利益		870,297
税金等調整前当期純利益		870,297
法人税、住民税及び事業税	273,084	
法人税等調整額	△725	272,359
当期純利益		597,937
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△2,298
親会社株主に帰属する当期純利益		600,236

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	105,850	48,654	1,692,311	△28,312	1,818,502
当期変動額					
新株の発行	261,837	261,837			523,674
親会社株主に 帰属する当期純利益			600,236		600,236
自己株式の処分		260,677		25,628	286,305
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	261,837	522,514	600,236	25,628	1,410,216
当期末残高	367,687	571,168	2,292,547	△2,684	3,228,719

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	92,851	—	92,851	—	—	1,911,353
当期変動額						
新株の発行						523,674
親会社株主に 帰属する当期純利益						600,236
自己株式の処分						286,305
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	51,861	△30	51,830	2,983	992	55,806
当期変動額合計	51,861	△30	51,830	2,983	992	1,466,023
当期末残高	144,712	△30	144,681	2,983	992	3,377,376

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,721,140	流動負債	1,024,882
現金及び預金	1,159,309	買掛金	408,072
売掛金	267,410	短期借入金	150,000
前渡金	2,100	1年内償還予定の社債	10,000
前払費用	39,784	1年内返済予定の長期借入金	45,051
立替金	141,710	リース債務	7,497
その他	110,824	未払金	74,239
		未払費用	157,579
		未払法人税等	56,446
		預り金	79,085
		賞与引当金	18,805
		その他	18,105
固定資産	1,595,718	固定負債	261,747
有形固定資産	627,259	長期借入金	206,275
建物	266,590	繰延税金負債	29,699
構築物	1,273	資産除去債務	25,772
工具、器具及び備品	27,390		
土地	313,295		
リース資産	7,108		
建設仮勘定	11,600		
		負 債 合 計	1,286,629
		(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	33,099	株主資本	1,882,533
商標権	1,175	資本金	367,687
ソフトウエア	31,624	資本剰余金	570,538
その他	299	資本準備金	303,687
		その他資本剰余金	266,851
		利益剰余金	946,991
投資その他の資産	935,359	その他利益剰余金	946,991
投資有価証券	525,005	繰越利益剰余金	946,991
関係会社株式	49,920	自己株式	△2,684
出資金	100	評価・換算差額等	144,712
保険積立金	261,989	その他有価証券評価差額金	144,712
その他	98,343	新株予約権	2,983
		純 資 産 合 計	2,030,228
資 産 合 計	3,316,858	負債純資産合計	3,316,858

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		1,075,657
営業費用		914,052
営業利益		161,605
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,607	
受取賃貸料	8,039	
補助金収入	8,984	
保険返戻金	67,772	
その他	3,458	92,862
営業外費用		
支払利息	5,538	
株式公開費用	11,475	
その他	760	17,774
経常利益		236,692
税引前当期純利益		236,692
法人税、住民税及び事業税	77,138	
法人税等調整額	1,141	78,280
当期純利益		158,412

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	105,850	41,850	6,174	48,024	788,579	788,579
当期変動額						
新株の発行	261,837	261,837		261,837		
当期純利益					158,412	158,412
自己株式の処分			260,677	260,677		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	261,837	261,837	260,677	522,514	158,412	158,412
当期末残高	367,687	303,687	266,851	570,538	946,991	946,991

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△28,312	914,141	92,851	92,851	－	1,006,992
当期変動額						
新株の発行		523,674				523,674
当期純利益		158,412				158,412
自己株式の処分	25,628	286,305				286,305
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			51,861	51,861	2,983	54,844
当期変動額合計	25,628	968,391	51,861	51,861	2,983	1,023,236
当期末残高	△2,684	1,882,533	144,712	144,712	2,983	2,030,228

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月24日

グロースエクスパートナーズ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 憲 一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 大 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グロースエクスパートナーズ株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グロースエクスパートナーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月24日

グロースエクスパートナーズ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 憲 一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 大 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グロースエクスパートナーズ株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状態を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

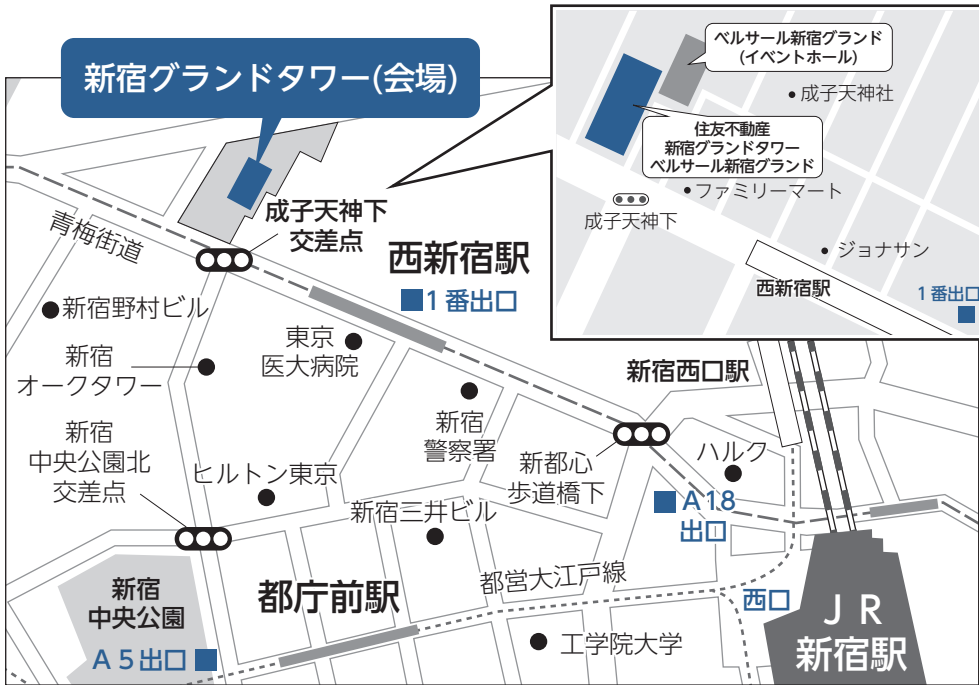
2025年10月24日

グロースエクスパートナーズ株式会社	監査役会
常勤社外監査役	香 川 朋 啓 印
社 外 監 査 役	内 田 裕 二 印
社 外 監 査 役	久 保 田 良 則 印

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター ルームF
電話:03-3362-4792



<交通のご案内>

- ◆JR線、東京メトロ丸ノ内線、京王線、小田急線、都営新宿線、都営大江戸線
「新宿」駅 西口より徒歩14分
- ◆東京メトロ丸ノ内線
「西新宿」駅 1番出口徒歩4分
- ◆都営地下鉄大江戸線
「都庁前」駅 A5出口徒歩8分

電子提供措置の開始日 2025年11月5日

第18回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2024年9月1日から2025年8月31日まで)

グロースエクスパートナーズ株式会社

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4 社
- ・ 連結子会社の名称
 - 株式会社GxP
 - グロース・アーキテクチャ&チームス株式会社
 - 株式会社ミエルカ
 - GxP Technologies India Pvt. Ltd.

GxP Technologies India Pvt. Ltd.の新規設立に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、GxP Technologies India Pvt. Ltd.の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(b) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、商品、貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～47年

工具、器具及び備品 3～20年

(b) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

商標権 10年

(c) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(a) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(b) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失金額を合理的に見積もることのできる契約について、損失見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主にソフトウェア及びハードウェア、ライセンスの販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、検収時点で収益を認識しております。

システム開発に係る収益は、主に各種システムの新規開発、既存システムの継続的な改善開発又はメンテナンスであり、顧客との請負契約又は準委任契約に基づいて各種サービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(a) 重要なヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

c ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

d ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(b) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の区分に表示していましたが「保険解約返戻金」は、実態をより適切に表示するために表示科目の見直しを行い、当連結会計年度より「保険返戻金」に科目名称を変更しています。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり収益認識した金額

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (2025年8月31日)
進捗率の見積りを伴う一定期間にわたり充足される履行義務に係る売上高	1,325,526千円
契約資産	380,068

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(a) 算出方法

一定の期間にわたり充足される履行義務について、期間のごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、プロジェクト原価総額の見積額に対する実際発生原価の割合（原価比例法）で算出しております。

(b) 主要な仮定

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る売上高の見積りの基礎となるプロジェクト原価総額における主要な仮定は、人件費や外注費等の積算の基礎となる工数であります。

(c) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

プロジェクト原価総額の見積りについて、プロジェクトの進捗に伴い継続的に見直しを行っておりますが、一定の不確実性が伴うことから、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (2025年8月31日)
繰延税金資産	55,983 千円 (92,891)

(注) () 内は、繰延税金負債との相殺前の金額であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(a) 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りによって繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

(b) 主要な仮定

繰延税金資産の算定における主要な仮定は、将来課税所得に関する見積りと、それに伴う将来減算一時差異のスケジューリングの判断であります。

(c) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

実際に発生する課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 144,373千円

(2) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金	490,601千円
契約資産	380,068
計	870,669

(3) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

建物及び構築物	212,238千円
土地	313,295
計	525,533

1年内返済予定の長期借入金	39,051千円
長期借入金	204,775
計	243,826

(注) 上記の建物及び構築物と土地には根抵当権が設定されており、その極度額は548,000千円であります。

(4) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額総額	1,200,000千円
借入実行残高	150,000
差引額	1,050,000

6. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 3,353,440株
- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 22,800株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 271,180株

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については、原則として安全性の高い金融資産で余資運用し、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、主に銀行等の金融機関からの借入及び社債等により調達する方針であります。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、株式及び投資信託であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。
営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。このうち、長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経営企画部が与信管理規程に従い取引先ごとの与信限度額を設定し、期日管理及び残高管理を行うとともに信用状況を定期的に把握することで財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

(b) 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(c) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門が作成した売上計画・仕入計画をもとに、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち37%が特定の大口顧客（上位2社）に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「前渡金」「前払費用」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「契約負債」「預り金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 投資有価証券	525,005	525,005	—
資産計	525,005	525,005	—
② 社債（1年内償還予定を含む）	10,000	9,666	△333
③ 長期借入金（1年内返済予定を含む）	251,326	236,933	△14,392
④ リース債務（1年内返済予定を含む）	7,497	7,080	△417
負債計	268,823	253,680	△15,142

(注) 社債、長期借入金、及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	10,000	—	—	—	—	—
長期借入金	45,051	39,996	38,496	38,496	37,941	51,346
リース債務	7,497	—	—	—	—	—
合計	62,548	39,996	38,496	38,496	37,941	51,346

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	212,734	—	—	212,734
投資信託	86,595	225,675	—	312,271
資産計	299,329	225,675	—	525,005

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債	—	9,666	—	9,666
長期借入金	—	236,933	—	236,933
リース債務	—	7,080	—	7,080
負債計	—	253,680	—	253,680

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。非上場投資信託は公表されている基準価額等をもって時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、エンタープライズDX事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を時期別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	エンタープライズDX事業
一定期間にわたって認識する収益	4,127,264
一時点で認識する収益	959,460
顧客との契約から生じる収益	5,086,725
その他の収益	—
外部顧客への売上高	5,086,725

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年8月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	436,142
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	490,601
契約資産(期首残高)	328,798
契約資産(期末残高)	380,068
契約負債(期首残高)	44,303
契約負債(期末残高)	51,014

契約資産は、主にシステム開発に関して進捗度に基づき収益を認識する契約の適用を受ける契約について、期末日時点で履行義務を充足しているが、未請求の履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該システム開発に関して進捗度に基づき収益認識する契約の適用を受ける契約について、契約内容に従い請求し回収時期に受領しております。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は42,382千円であります。

当連結会計年度における契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。又、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,012円	84銭
1株当たり当期純利益	183円	91銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	172円	43銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記事項

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、商品、貯蔵品

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～47年

構築物 20年

工具、器具及び備品 4～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

商標権 10年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料、業務受託料及び設備利用料であります。

経営指導料、業務受託料及び設備利用料については、子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約期間を通じて当社の履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の区分に表示していました「保険解約返戻金」は、実態をより適切に表示するために表示科目の見直しを行い、当事業年度より「保険返戻金」に科目名称を変更しています。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (2025年8月31日)
繰延税金資産	36,908千円

(注) 繰延税金負債との相殺前の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 144,186千円

(2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

建物	210,964千円
土地	313,295
計	524,259
1年内返済予定の長期借入金	39,051千円
長期借入金	204,775
計	243,826

(注) 上記の建物及び土地には根抵当権が設定されており、その極度額は548,000千円であります。

(3) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額総額	1,200,000千円
借入実行残高	150,000
差引額	1,050,000

(4) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は以下のとおりであります。

短期金銭債権	224,907千円
短期金銭債務	407,110千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	1,044,297千円
営業費用	31,898

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 22,800株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	5,757千円
労働保険料否認	2,056
研究開発費	10,008
支払手数料否認	9,645
資産除去債務	3,457
未払事業税	4,373
その他	2,036
繰延税金資産小計	37,336
評価性引当額	△427
繰延税金資産合計	36,908

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	66,608
繰延税金負債合計	66,608
繰延税金負債の純額	29,699

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この税率変更に伴う影響は軽微であります。

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として事務所の什器備品、サーバ等の事務機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 12,448千円

1年超 7,804

合計 20,253

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社GxP	所有 直接100%	持株会社 役員の兼任	経営指導料等の受取(注)1	977,880	売掛金	94,394
				出向者人件費の受取(注)2	1,246,717	立替金	116,240
						買掛金	400,086
子会社	グロース・アー キテクチャ&チ ームズ株式会社	所有 直接100%	持株会社 役員の兼任	出向者人件費の受取(注)2	90,341	立替金	7,307

(注) 1. 経営指導料等については、グループ会社の経営支援にかかる当社の必要経費及びグループ会社の売上高を基準として決定しております。

2. 出向契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を受取っております。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	608円 67銭
1株当たり当期純利益	48円 54銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	45円 51銭

13. 重要な後発事象に関する注記

子会社への貸付

当社は、2025年6月19日開催の取締役会において、連結子会社であるGxP Technologies India Pvt.Ltd.との間でLoan Agreementを締結し、運転資金および設備投資等として貸付を行うことを決議いたしました。貸付総額は100,000千円であり2025年9月に貸付を実行しております。貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、返済条件は期間5年としております。

14. その他の注記事項

該当事項はありません。